

議案第 87 号

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 6 月 12 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 1 条 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程（平成 13 年さいたま市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、さいたま市大宮区 <u>錦町 6 8 2 番地 2</u> に置く。	(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、さいたま市大宮区 <u>大門町 3 丁目 1 番地</u> に置く。

(さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 2 条 さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業施行規程（平成 13 年さいたま市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市 <u>北区日進町2丁目1864番地10</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市 <u>大宮区大門町3丁目1番地</u> に置く。

(さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程（平成16年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市 <u>北区日進町2丁目1864番地10</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市 <u>西区大字指扇1729番地1</u> に置く。

附 則

この条例中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条及び第3条の規定は同年9月1日から施行する。